

【審査項目及び評価の視点】

【別紙2】

審査項目		主な評価の視点
技術点 運営体制に対する評価	ア 同種・類似業務の実績 ・同種業務 ⇒高齢者等を対象とした、個人の特性やニーズに合わせた生きがい就労の実施経験の有無 ・類似業務 ⇒高齢者等を対象とした、就労的活動の実施経験の有無	・過去5年に本委託業務に関連する業務（同種業務又は類似業務）を履行した実績の有無で評価を行う。
	イ 生きがい就労のコーディネーター（産業界との連携・事業受託） ※仕様書4-(1)-ア-(ア)	・産業界に対し、チラシなどの広報媒体を活用した事業周知を行うなど、効果的な広報を実施する提案がなされているか。 ・産業界と連携を密に行うことにより、高齢者のニーズに応じた様々な事業を把握・受託するなど、安定的に生きがい就労を実施できるよう、販路開拓を行える体制がとれているか。 ・産業界から受託した事業に係る品質・納品管理を行える体制がとれているか。
	ウ 生きがい就労のコーディネーター（老人福祉工場等の活用） ※仕様書4-(1)-ア-(イ)	・多くの高齢者等に生きがい就労を知ってもらうため、チラシなどの広報媒体を活用した事業周知や、事業説明会・見学会を行うなど、効果的な広報を実施する提案がなされているか。 ・老人福祉工場等の事業参加者や新たな事業参加希望者からニーズを把握し、やりがいとノウハウを得ることができるよう多様な生きがい就労メニューを用意する体制がとれているか。 ・老人福祉工場等の限られたスペースの中でできるだけ多くの事業参加者を受け入れられるような取組の提案がなされているか。 ・事業参加者が地域での生きがい就労の実施を希望した場合、その地域での生きがい就労を実践できるようコーディネーターを行う体制がとれているか。
	エ 生きがい就労のコーディネーター（地域で生きがい就労(内職作業等)を実施する団体への支援） ※仕様書4-(1)-ア-(ウ)	・生活支援コーディネーター・地域包括支援センター等と連携し、老人福祉工場等以外の地域で生きがい就労(内職作業等)の実施を希望する団体（高齢者ふれあいサロン、いきいき百歳体操、老人クラブ、高齢者施設等を含む）に対して、その団体に集まる高齢者のニーズに応じた生きがい就労メニューを用意する体制がとれているか。 ・また、その団体が継続して生きがい就労を実施できるような支援を行う体制がとれているか。
	オ 生きがい就労のコーディネーター（有償ボランティア活動等へのつなぎ支援・ボランティア活動団体等への支援） ※仕様書4-(1)-ア-(エ)	・生活支援コーディネーター・地域包括支援センター等と連携しながら、各地域の実情をとらえた訪問型支え合い活動等での有償ボランティア活動を希望する高齢者を活動団体へつなぐ提案がなされているか。 ・また、ボランティア活動団体等の立ち上げ・運営維持支援を実施できる体制がとれているか。
	カ 生きがい就労のコーディネーター（データ収集及び活用）、事業効果の検証及び本市との協議 ※仕様書4-(1)-ア-(オ)、仕様書4-(1)-イ	・事業参加者等の個人情報や希望する生きがい就労メニューなどを集約した個票を作成し、マッチング支援に役立てる提案がなされているか。 ・事業参加者等へのアンケート調査等を実施し、事業の振り返りを行う提案がなされているか。 ・上記イ～オや仕様書に規定する事項などを市と協議しながら柔軟に実施できる体制がとれているか。
	キ 老人福祉工場の施設運営・管理等 ワークセンター和楽園ワークルームの施設運営 ※仕様書4-(2)、(3)	・仕様書4(2)(3)に規定する老人福祉工場の施設運営・維持管理、ワークセンター和楽園ワークルームの施設運営に掲げる基本的な事項等を実施できる体制がとれているか。
	ク 実施体制及び事業実施のスケジュール	・責任者や事業実施時の体制は妥当であり、業務遂行に無理がないか。 ・十分に全体の業務量等を把握した上でのスケジュールとなっているか。 ※令和7年度～9年度に向けた実施スケジュールが示されているか。
ケ 本事業で得た情報のセキュリティ対策	・事務室内外でのセキュリティ対策が十分に考慮されているか。	
価格点	コ 提案額(見積額)の妥当性	・提案額(見積額)による判定

※本市では、地域経済活性化に向けた取組を推進するため、プロポーザル方式による事業者選定にあたっては、市内事業者等に一定の加点を行うこととしている。